

第Ⅲ章

現状把握等 ～2030年代初頭の多摩地域における 都市農業・農地の展望と課題～

第Ⅲ章 現状把握等 ～2030年代初頭の多摩地域における都市農業・農地の展望と課題～

1. 都市農業・農地に対する制度・政策の変化・期待



- ・農地を減らさない方針：国の方針では「住宅地」を減少させる方針が、東京都の方針では緑の総量を「減らさない」方針が明確に位置付けられた。その中でも特定生産緑地は現状の生産緑地地区の面積を上回る水準を確保していく目標が掲げられている。
- ・都市農業を活用する方針：食料・農業・農村基本法では農業の持続的な発展による多面的機能の発揮が引き続き重要な側面として位置付けられているほか、国・東京都ともに都市農業の多面的機能の発揮を期待する施策を近年策定している。

1-1. 農地を減らさない方針

(1) 国における土地利用方針



- ・国土利用計画において、初めて「住宅地」を減少させる目標が設定された

わが国の土地利用の方針を示す「第6次国土利用計画」（2023（令和5）年7月28日閣議決定）では、国土の利用区分ごとに規模の目標が掲げられている。同計画では、一貫して増加目標が位置付けられてきた「住宅地」について、初めて減少させる目標が設定されたことが特徴となっている。

図表 28 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（単位：万ha、%）

	令和2年	令和15年	構 成 比	
			2年	15年
農 地	437	414 ^{*1}	11.6	11.0
森 林	2,503	2,510	66.2	66.4
原 野 等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道 路	142	147	3.7	3.9
宅 地	197	198	5.2	5.2
住 宅 地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
そ の 他	334	344	8.8	9.1
合 計	3,780	3,780	100.0	100.0

資料）国土交通省「第六次国土利用計画（全国計画）」（2023（令和5）年7月）より引用（<https://www.mlit.go.jp/common/001100246.pdf>）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

農地については、過去の趨勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、2020（令和2）年の437万haから2033（令和15）年の414万haに約5.3%減少すると見込まれている¹²。

（2）東京都における農地保全方針



・都市づくりのグランドデザインにおいて「緑の総量」を減らさない目標が設定された

2017（平成29）年9月に東京都が策定した「都市づくりのグランドデザイン」では、2040年代を目標時期として、目指すべき東京の都市の姿を設定し、都市づくりの7つの戦略を設定している。

その戦略の一つとして「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」があり、その目標として「緑の総量（みどり率）」を位置付け、減らさないと明言している。

その目標に向けた具体的な取組として、政策方針25の取組1では「農地を保全し、次世代に引き継ぐ」として、各種農地保全の施策方針が位置付けられている。

図表 29 都市づくりの7つの戦略に関する目標（抜粋）

緑の総量

▶ 減らさない

（現状）みどり率* 50.5%（2013年）／東京都

東京の緑は、公園・緑地が増えているものの、全体としては減少傾向にあります。
今ある緑や農地を守るとともに、都市づくりの機会を捉えて新しい緑を生み出すなど、あらゆる場所で緑を感じられる都市の実現を目指していきます。

資料）東京都「都市づくりのグランドデザイン」（2017（平成29）年）より引用（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku_chousa_singikai/pdf/grand_design_42.pdf）最終確認日 2024年12月25日

また、東京都では減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を計画的に推進していくため、「緑確保の総合的な方針」を2010（平成22）年に策定し、2020（令和2）年に改定している。同方針では、今後10年間（2020（令和2）～2029（令和11）年度）に確保することが望ましい緑を明確化し公表しており、その目標の一つとして「特定生産緑地」を保全すべき農地として明確化し、市町村において2,497haが確保地とされている。

2024（令和6）年4月1日現在の多摩地域における生産緑地地区面積は2,402haであることから、確保目標は現状よりも増加させる目標であると言える。この点に関して、同方針の中では「生産緑地の指定面積要件の引き下げや一団要件の緩和を活用し、小規模農地の生産緑地地区への追加」を進めていくとしている。

12 農地面積の2033（令和15）年の目標値は、食料・農業・農村基本計画（2020（令和2）年3月31日閣議決定）における2030（令和12）年の農地面積の見通しを暫定的に記載したもの。食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しに変更された場合、その2033年に相当する数値に本目標も変更されたものとみなすとしている。

図表 30 既存の緑を守る方針

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準1～3		特定生産緑地			
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	60	19	2,025	398	456	127
市町村	71	181	8,912	2,497	162	75
東京都	23	106			38	637
合 計	154	306	10,937	2,894	656	839

- ◆確保地 …今後10年間に確保を目指す対象地
水準1 : 都市計画公園・緑地事業、特別緑地保全地区等により確保
水準2 : 法や条例に基づく許可並びに優遇税制等により確保
水準3 : 届出制や協定等により確保
特定生産緑地 : 指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定
- ◆確保候補地 …計画期間にとらわれず確保を目指す対象地

資料) 東京都「「緑確保の総合的な方針」改定の概要」より引用 (https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/pdf/gaiyo_midori_kaitei.pdf) 最終確認日 2024 年 12 月 25 日

1-2. 都市農業を活用する方針

(1) 国における活用方針

① 都市農業振興基本計画

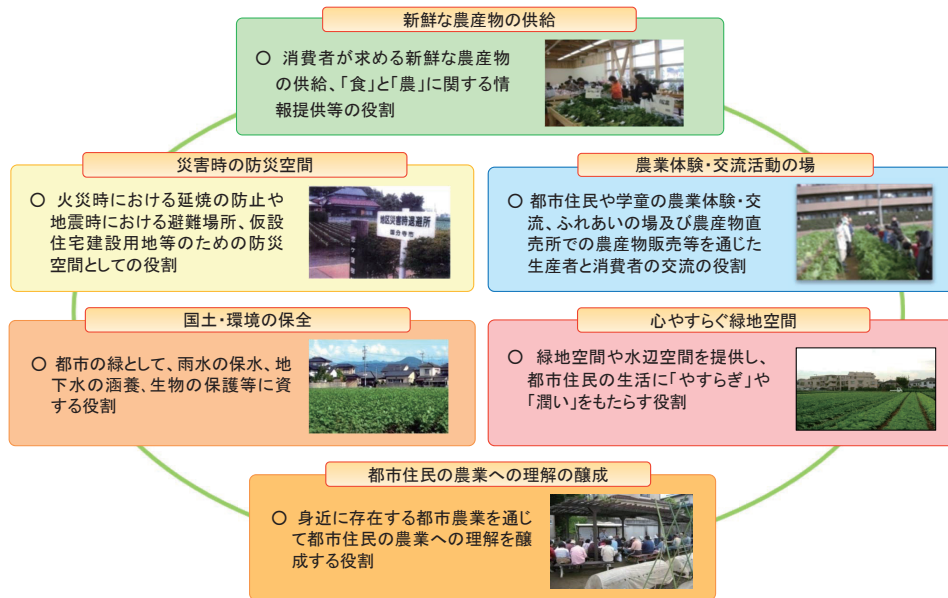


・都市農業が発揮する多様な機能として6つの機能を定義している
(多面的機能の発揮)

2015（平成 27）年に制定された都市農業振興基本法に基づき、2016（平成 28）年 5 月に策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価の項目において、都市農業が発揮する多様な機能（役割）を 6 つ定義している。

その上で、都市農業の安定的な継続こそが、多様な機能が発揮されるための根幹であることを強調している。

図表 31 都市農業の多様な役割



資料）農林水産省「都市農業振興基本計画について」より引用（<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/r0102/attach/pdf/index-5.pdf>）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

② 食料・農業・農村基本法の基本理念



・農業の持続的な発展による多面的機能の発揮が重要な側面として位置付けられている

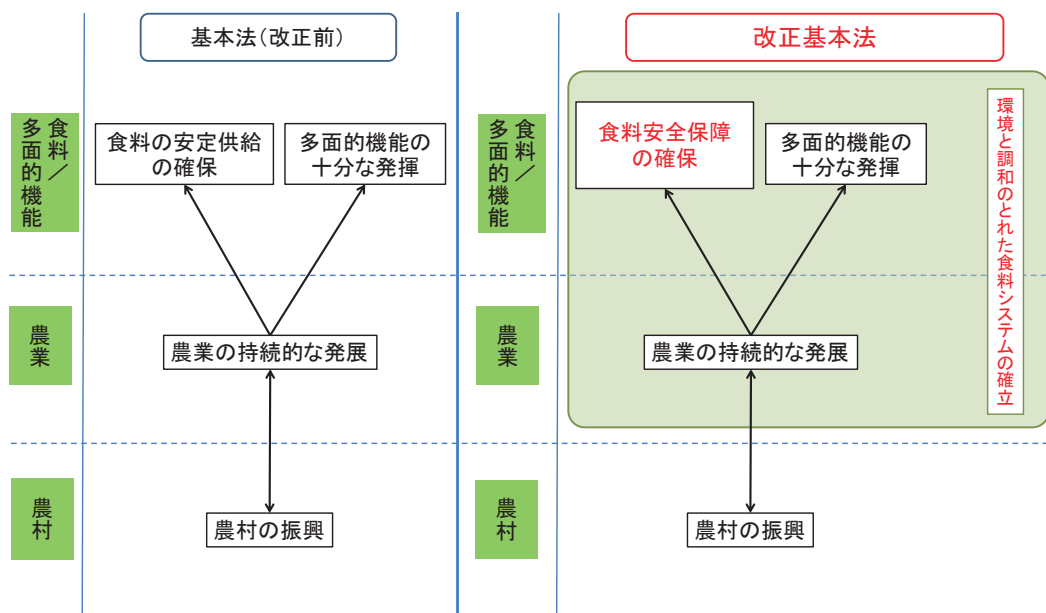
世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、農政の基本理念や政策

の方向性を示す食料・農業・農村基本法が、25年ぶりに改正され、2024（令和6）年6月5日に施行された。

同法の基本理念では、農業の持続的な発展が食料供給のほか、多面的機能を発揮することを目指している。今般の法改正に伴い、食料の安定供給は食料安全保障に位置付けが拡充された。また、多面的機能の十分な発揮については位置付けに変更はないものの、その発揮は引き続き重要な位置付けにある。

なお、同法第4条では、多面的機能について「国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。」とされている。

図表 32 改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）



資料）農林水産省「食料・農業・農村基本法 改正のポイント」（令和6年7月）より引用（<https://www.maff.go.jp/tokai/seisaku/kihon/attach/pdf/20240717-1.pdf>）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

③ 農福連携等推進ビジョンの策定



・農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を設定している

食料・農業・農村基本法改正の中で、多面的機能に関する新たな条文が追加されている。第46条に「障害者等の農業に関する活動の環境整備」が新設され、「国は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。」とした。

本法改正に先立ち、2019（令和元）年6月には内閣官房長官を議長とする「農福連携等推進会議」が設置され、「農福連携等推進ビジョン」を策定している。

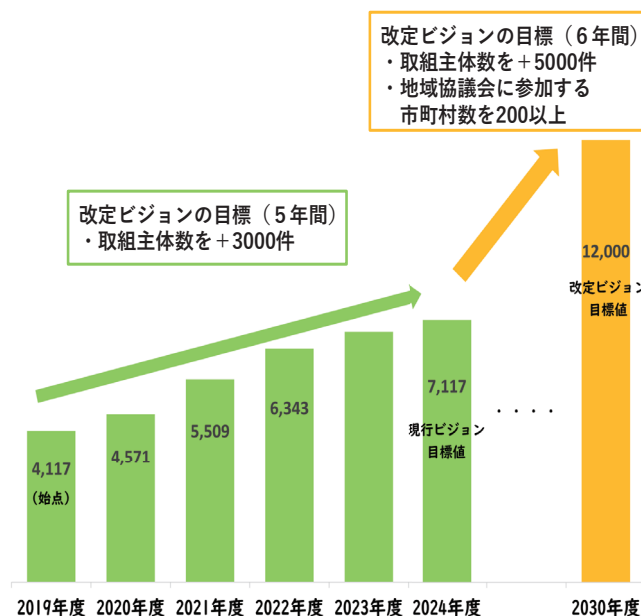
同ビジョンでは、2024（令和6）年度末までに「農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出」することを目標に掲げていた。

なお、2022（令和4）年度の調査結果によると、農福連携の取組主体数は3年間で2,226件増加し、6,343件になったとしている¹³。

同ビジョンは2024（令和6）年6月に改訂版が策定されており、2030（令和12）年度までの目標として「農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上」を掲げている。

なお、具体的な施策として「地域単位での仕組みづくり」では、都道府県段階での農業と福祉のマッチング支援、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援等の活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押しするとしている。

図表 33 農福連携に取り組む主体数の推移と農福連携等推進ビジョンにおける目標



資料）農林水産省「農福連携をめぐる情勢について」（令和6年6月）より引用（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/dai3/siryou1.pdf）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

13 農林水産省「農福連携をめぐる情勢について」（令和6年6月）（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/dai3/siryou1.pdf）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

(2) 東京都における活用方針

①「緑農住」まちづくり



・ガイドラインでは「緑農住」まちづくりを進めることで、7つの多面的機能を発揮できるとしている

東京都では2022(令和4)年3月に「緑農住」まちづくりガイドラインを策定しており、「緑農住」まちづくりを「産官学民の多様な主体が連携して、「緑農住」空間のポテンシャルを生かすべく、その保全・活用とともに、地域課題の解決と暮らしに新たな価値の創出を図り、禍災に強く持続的でグリーンな社会の形成を進めること」と定義している。

その上で、東京都は市区町村と連携し、都市の貴重な緑である都市農地が減少傾向を続ける東京都において、各地域の特性を踏まえて、農地を活用した「緑農住」まちづくり（農地や里山、屋敷林等の農的土地利用と住宅地が一体となったまちづくり）を進めていくとしている。

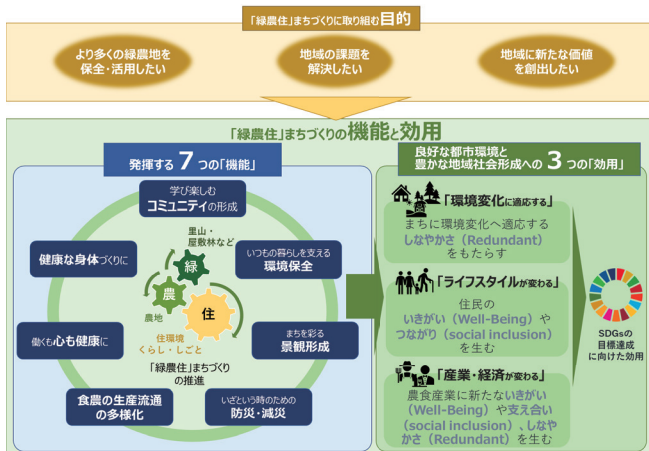
また、ガイドラインでは「緑農住」まちづくりを進めることで、7つの多面的機能を発揮させ、「環境」「ライフスタイル」「産業・経済」の3つの面で良好な都市環境と豊かな地域社会を形成できるとしている。

7つの機能のうち5つは、国が2015(平成27)年に策定した都市農業振興基本計画に位置付けられている「都市農業が発揮する多様な機能」と同様であるが、同計画では考慮事項として触れられている要素であった「健康な身体づくり」や「心の健康」の機能を明確に位置付けている点に特徴がある。

図表 34 「緑農住」が発揮する機能とまちづくりへの展開

Ⅱ 「緑農住」が発揮する機能とまちづくりへの展開

「緑農住」まちづくりに関するこれまでの研究結果から、「緑農住」まちづくりを進めることで7つの機能を発揮することが明らかに。7つの機能を引き出し、良好な都市環境と豊かな地域社会の形成へ



「緑農住」まちづくりで発揮する機能を的確にまちづくりへの展開につなげていくためには、複合的な機能発揮させていく視点と、計画的に機能発揮させていく視点が重要

機能	「緑農住」まちづくりがもたらす機能（概説）
学び楽しむコミュニティの形成	生活模式の変化で、平日の自宅周辺の生活時間が増加。住宅地に内在する「市民農園」「農業体験農園」を使った「農のある暮らし」は、新たな気づき・学びを生み、これまで育みにかかった層を取り込む新たなコミュニティの形成を提供
健康な身体づくりに	適切な身体活動は疾病予防に不可欠。「農業体験農園」参加者は、主観的健康感、精神的健康、身体活動量が改善。参加者間の交流などの体験農園の特徴が健康に好影響をもたらしていることが示唆されている。農産連携も有効
働くも心も健康に	精神的健康の重要性が高まっている。農的活動は病気を障害を持った方へのセラピー効果、社会復帰に向けたリハビリ効果など、園芸療法としての側面あり。また、ストレス緩和への効果も期待でき、企業のメンタルヘルスの観点からも注目
食糧の生産流通の多様化	近接住民に対する新鮮・安心な地場農産品の提供、市場外流通（直売、契約販売、マルシェなど）による地産地消を推進するほか、体験農園を中心とするローカルな食糧供給圏も構築
いざという時のための防災・減災	延焼阻止機能や雨水浸透機能など、災害リスクを減じる。災害時に暫定的に緑農地を一時避難場所、応急仮設住宅建設用地、ヘリポート、生鮮食料の供給等として利用
まちを彩る景観形成	多くの人に共感される景観、地域の歴史や文化を反映した景観は、地域住民の地域への愛着形成、地域固有の歴史の継承といった多面的な価値をもたらす。住宅開発における農地とのつながりは住環境価値を向上させる側面あり
いつもの暮らしを支える環境保全	都市の緑農地は、微気象緩和や炭素固定等の気候調節、雨水浸透や洪水緩和を通じた水循環の健全化の提供など、様々なグリーンインフラとして重要。フードマイル減にも寄与

資料) 東京都「「緑農住」まちづくりガイドライン（概要版）」(令和4年3月)より引用 (https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/pdf/ryokunoju_guide_gaiyo.pdf) 最終確認日 2024年12月25日

② 防災都市づくり推進計画



・「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」では、農地保全・活用を整備方針に位置付けている

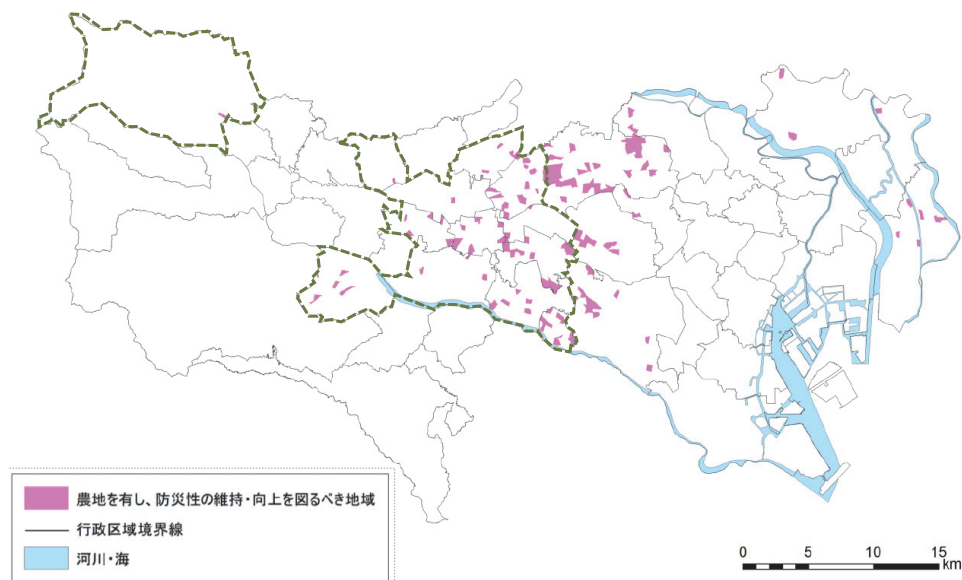
東京都が2020（令和2）年に策定（2021（令和3）年に改定）した「防災都市づくり推進計画」では、農地が有する多面的機能のうち、防災機能に期待した施策が確認できる。

防災都市づくりに関する地域等の指定として、多摩地域や区部西部を中心とした、農地を有し、将来、無秩序に宅地化された場合に防災性を低下させるおそれのある地域を、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」として、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を約2,800ha抽出している。

同地域の整備方針として「農地の保全・活用を最大限図るとともに、やむを得ず宅地化される場合に備えて、必要に応じた規制・誘導の導入を促進」するとしている。また、引き続き営農を継続する取組や防災協力農地として活用する取組を促進するほか、防火規制等の導入を促進するとしている。

多摩地域では13市（図表35 緑の破線で囲まれた市）に該当町丁目を確認することができる。

図表 35 「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」の分布



注釈）引用した図表に緑の破線を加筆。緑の破線で囲まれた区域が多摩地域の該当する13市。

資料）東京都「防災都市づくり推進計画の基本方針 概要」より引用・加工（https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/2024/01/bosai4_gaiyo.pdf）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

図表 36 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域の抽出指標

- ・補正不燃領域率 60%未満（2025（令和 7 年）推計値）
- ・住宅戸数密度 55 世帯 /ha 以上（2025（令和 7 年）推計値）
- ・住宅戸数密度（3 階以上共同住宅を除く）45 世帯 /ha 以上（2025（令和 7）年推計値）
- ・農地率 2 %以上

2. 多摩地域の都市農業・農地の現状・動向



- ・多摩地域全体の農地は、過去3年間（2019（令和元）年～2022（令和4）年）で5,522haから5,286haへ4.28%減少しており、市街化区内域農地において特に減少率が高い。
- ・多摩地域の市町村が特に重要な課題として認識しているのは「担い手の確保・育成」「農地保全（遊休化・減少への対応）」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」である。
- ・多摩地域の市町村が活用したいと考えている都市農業・農地の多面的機能として「新鮮な農産物の供給」「教育・生涯学習機会の提供」「農業体験・交流活動の場」「災害時の防災空間」「地域産業の振興」の順に意向が高い。
- ・政策分野での活用の観点では「教育・子育て」「商工・観光」「環境」「景観保全、自然・生態系保全」「防災・減災」等での活用が多いほか、この数年で「シティプロモーション・ブランディング」「障がい者福祉」の回答割合が増加している。
- ・地域の動きとして、新規就農者・障がい者福祉関係法人、地域住民などの担い手と市町村の接点が増えているほか、新たに農地を所有する事例も出てきている。
- ・また、農業者・住民共に農地保全に対しては総じて肯定的であるが、一部に問題も認識している。多面的機能の発揮に関しては、農業者・市民ともに、環境的機能（生態系、景観、気候調節等）に関しては高い評価をする傾向にある。
- ・一方、農業者と市民を比較すると、農業者は相対的に防災機能を評価し、市民は教育機能を評価する傾向がある。

2-1. 多摩地域の農地の現状

(1) 農地の分布



- ・多摩地域の農地は基本的に「畑」であり、一部に一定規模の農地集積も確認できる

多摩地域の農地分布（図表 37）をみると、ほとんどが「畑地（その他農用地）」であり、北多摩地域に一定規模の農地集積が数多く確認できる。一方、多摩川・秋川河川沿いや南多摩地域丘陵地帯にはわずかであるが水田の存在も確認できる。

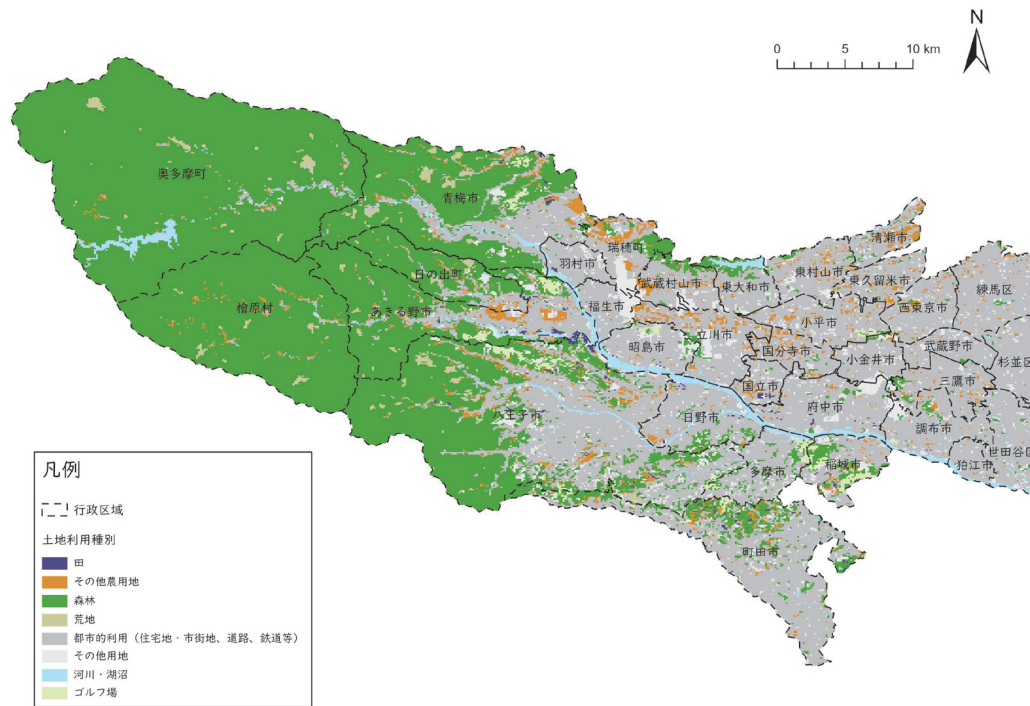
三多摩地域別にみると、北多摩地域（図表 38）では、多くの農地は市街化区域内に点在して分布しているが、清瀬市や武蔵村山市には特にまとまった農地（多摩開墾）が確認できる。また、多摩川沿いの府中市、昭島市、国立市などには水田もあり、特に国立市には

まとまった規模で存在している。

南多摩地域（図表 39）では、丘陵部の市街化調整区域に森林と隣接する形で多くの農地が分布している点に特徴がある。また、秋川から多摩川の合流地点までの周辺や、丘陵部の谷戸地には水田も存在する。

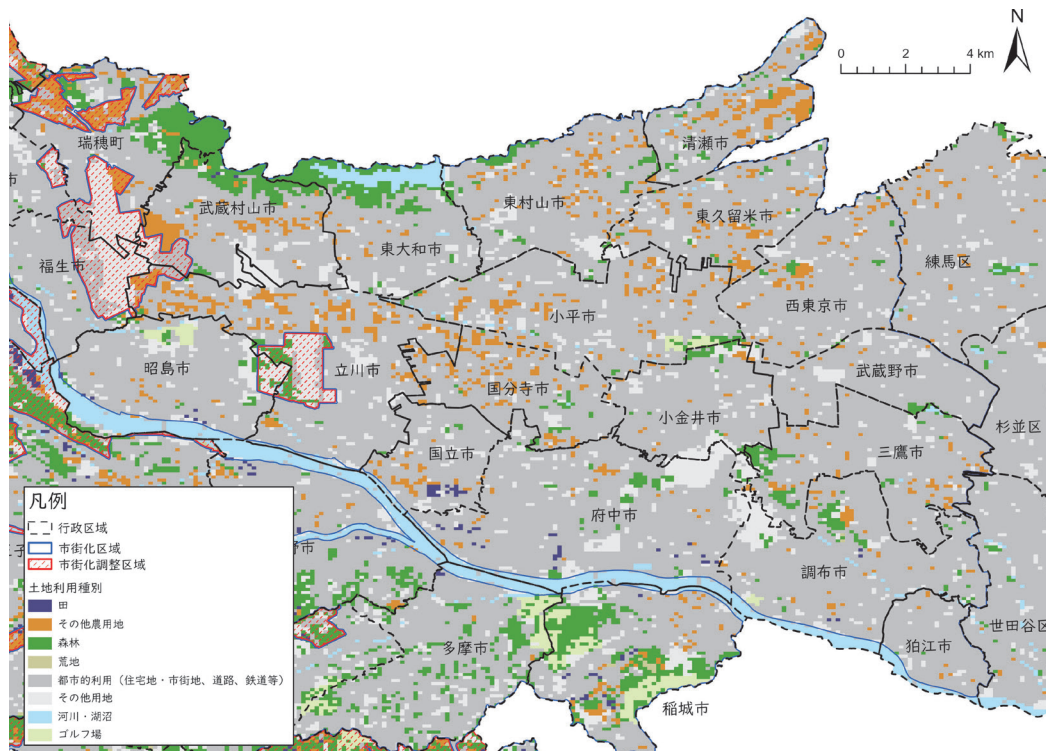
西多摩地域（図表 40）では、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町の市街化調整区域に農地がまとまって存在しているほか、青梅市、あきる野市、日の出町から奥多摩町、檜原村までの丘陵部～山間部には、農地が広く点在している。

図表 37 多摩地域の農地分布（多摩地域全体）

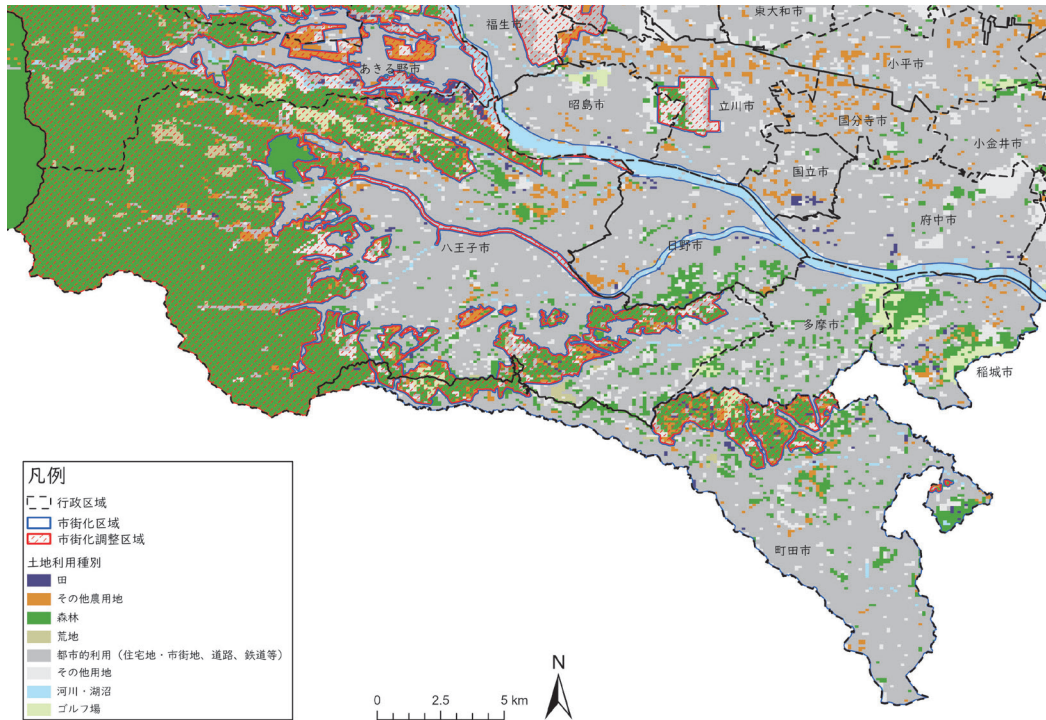


資料）国土交通省「国土数値情報（土地利用詳細メッシュデータ）」（2018（平成30）年）、「国土数値情報（都市地域データ）」（2018（平成30）年）をもとに加工して作成。図表38～図表40も同様。

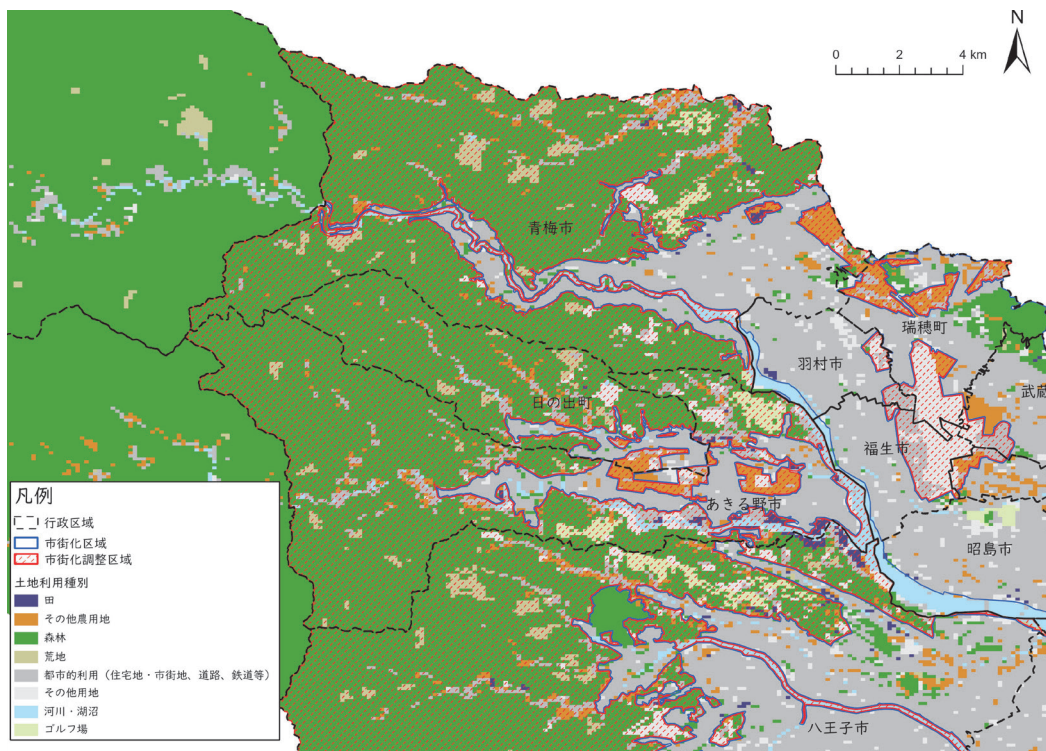
図表 38 多摩地域の農地分布（北多摩地域）



図表 39 多摩地域の農地分布（南多摩地域）



図表 40 多摩地域の農地分布（西多摩地域（奥多摩町・檜原村の一部を除く区域を抽出））



(2) 農地の特徴に応じた市町村の分類



・多摩地域 30 市町村は大きく 4 つのグループに分類できる

多摩地域の農地は、図表 5（8 ページ参照）に示したとおり、その立地条件に応じて様々な土地利用制約を受けており、特に都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）の設定状況が多摩地域各市町村の有する農地の特徴に大きな影響を及ぼしている。

これに各市町村での都市農業の規模感を図る指標として農地面積の規模を追加して、多摩地域の市町村を分類したものが図表 41 であり、多摩地域 30 市町村は大きく 4 つのグループに分類できる。

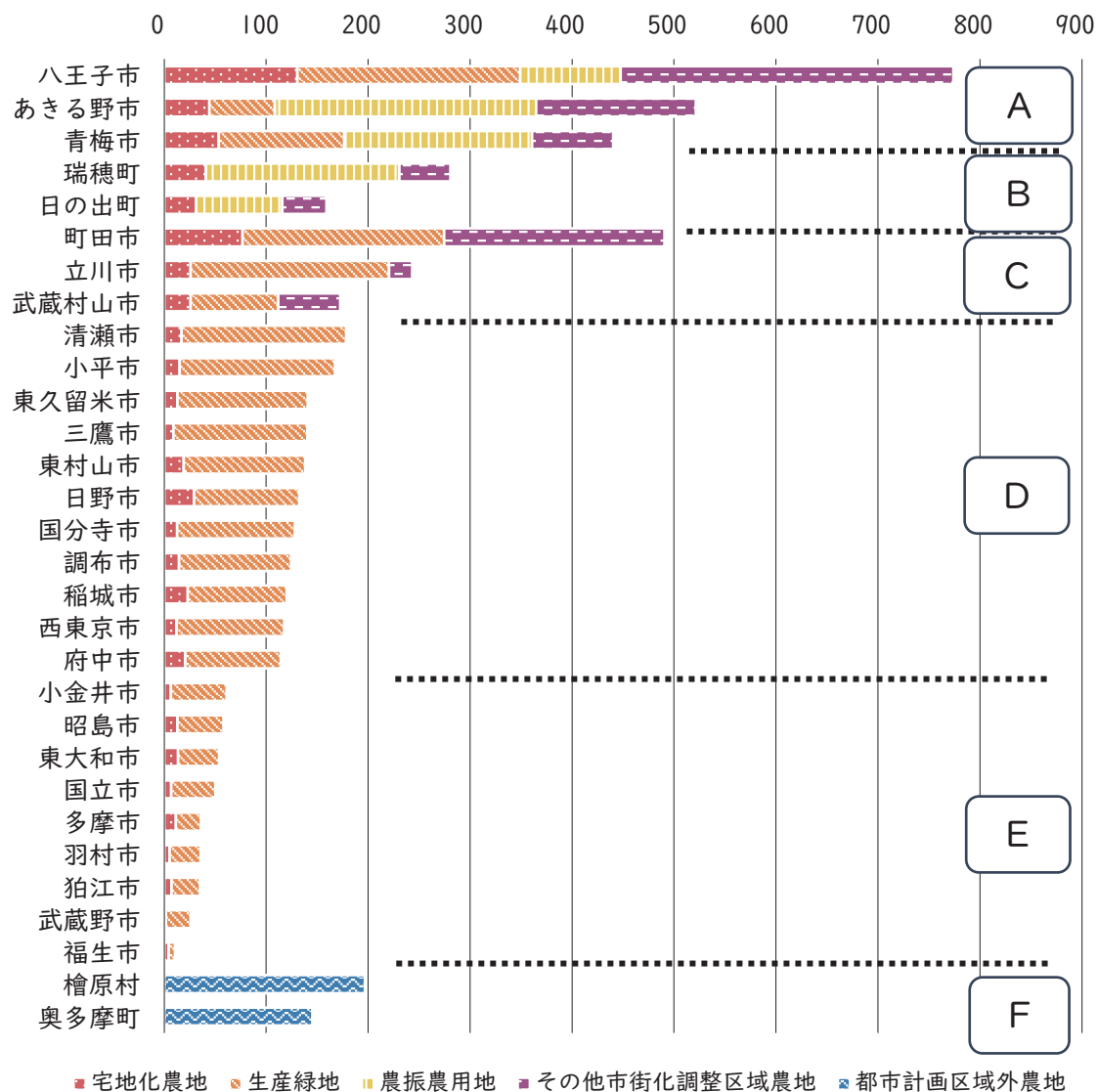
まず、市街化区域及び市街化調整区域の双方に、一定規模以上の農地を有する A～C のグループである。生産緑地地区や農振農用地の指定有無によって A～C に細区分される。次に、市街化区域にのみ農地を有するグループで、一定規模（100ha）を境に規模の大きな D、一定規模未満の E に分かれる。最後のグループは、都市計画区域、農振農用地の設定がない F である。

図表 41 多摩地域の各市町村が有する農地の概要

分類	市町村	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域外	農地規模	
		宅地化農地	生産緑地地区	農振農用地	その他農地		100ha 以上	100ha 未満
A	八王子市、あきる野市、青梅市	○	○	○	○	—	○	
B	瑞穂町、日の出町	○	—	○	○	—	○	
C	町田市、立川市、武蔵村山市	○	○	—	○	—	○	
D	清瀬市、小平市、東久留米市、三鷹市、東村山市、日野市、国分寺市、調布市、稲城市、西東京市、府中市	○	○	—	—	—	○	
E	小金井市、昭島市、東大和市、国立市、多摩市、羽村市、狛江市、武蔵野市、福生市	○	○	—	—	—		○
F	檜原村、奥多摩町	—	—	—	—	○	○	—

資料）一般社団法人東京都農業会議「令和 4 年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」（2023（令和 5）年 3 月）より作成

図表 42 各市町村の種別ごとの農地面積（単位：ha）



注釈) 市町村順は各グループの農地面積順としている。(図表 41、図表 44 も同様)

資料) 一般社団法人東京都農業会議「令和 4 年度 東京都の地域・区市町村別農業データブック」(2023(令和 5)年 3 月)より作成

(3) 農地利用の動向



・多摩市域の農地は年1%以上のペースで減少が続いており、特に宅地化農地の減少が顕著である

前項で設定した多摩地域市町村をグループごとに、近年（2019（令和元）年度～2022（令和4）年度の3年間）の農地面積の推移を整理したものが図表43である。

多摩地域全体の農地でみると5,522haから5,286haへ3年間で4.28%減少している。年率に単純換算すると年1%以上のペースで農地が減少していることが分かる。

これを農地種別でみると宅地化農地は12.75%減少、生産緑地地区は4.55%減少と市街化区域農地の減少率が大きい一方、市街化調整区域農地は0.82%減少とほぼ横ばいの推移となっている。

グループ別にみると、農地面積の推移はD、Eグループで6%余りと減少率が大きい一方、A～Cグループは3%余り、Fグループは0.95%とその減少率は大きく異なる。

また、宅地化農地、生産緑地地区に着目すると、該当するA～C、D、Eグループのいずれも、宅地化農地は10%以上の減少率、生産緑地地区は4%台の減少率とグループ間での較差はあまりなく、農地種別の影響が大きいと考えられる。

図表43 市町村グループ・農地種別ごとの農地面積の推移（単位：ha）

	農地面積（合計）			宅地化農地			生産緑地			市街化調整区域農地		
	2019 （令和元）	2022 （令和4）	増減	2019 （令和元）	2022 （令和4）	増減	2019 （令和元）	2022 （令和4）	増減	2019 （令和元）	2022 （令和4）	増減
A～C （8団体）	3,180	3,080	-3.16%	339	300	-11.58%	944	898	-4.84%	1,897	1,881	-0.82%
D （11団体）	1,603	1,497	-6.61%	194	166	-14.82%	1,396	1,335	-4.35%			
E （9団体）	393	367	-6.78%	72	63	-12.70%	318	304	-4.59%			
F （2団体）	345	342	-0.95%									
全体 （30団体）	5,522	5,286	-4.28%	606	529	-12.75%	2,658	2,537	-4.55%	1,897	1,881	-0.82%

注釈）市街化調整区域農地の面積推移は、農地面積から宅地化農地、生産緑地を除いた値を用いている。また、各数値は小数点第一位を四捨五入して表記しているため、各グループの数値の和と全体の数値が一致しない場合がある。
資料）東京都「東京の土地（土地関係資料集）」（各年）より作成

2-2. 都市農業・農地に関する多摩地域各市町村の認識

(1) 都市農業・農地の課題

① 各計画における記述（認識）



・農業分野の計画において言及されている都市農業・農地の課題は3分類
11項目に整理できる

各市町村の課題認識を整理するため、各市町村の農業分野の計画（図表 44）を収集し、都市農業・農地の課題として言及されている内容を調査した。

図表 44 対象とした各市町村の計画

グループ	市町村	計画名	策定年度
A	八王子市	第3次八王子市農業振興計画	2016（平成28）
	あきる野市	あきる野市農業振興計画	2023（令和5）
	青梅市	第三次青梅市農業振興計画	2016（平成28）
B	瑞穂町	瑞穂町農業振興計画	2021（令和3）
	日の出町	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2023（令和5）
C	町田市	第4次町田市農業振興計画	2022（令和4）
	立川市	立川市第5次農業振興計画	2020（令和2）
	武蔵村山市	武蔵村山市第三次農業振興計画	2018（平成30）
D	清瀬市	第3次清瀬市農業振興計画	2017（平成29）
	小平市	小平市農業振興計画	2018（平成30）
	東久留米市	東久留米市農業振興計画	2016（平成28）
	三鷹市	三鷹市農業振興計画2022	2023（令和5）
	東村山市	東村山市第3次農業振興計画	2021（令和3）
	日野市	第4次日野市農業振興計画・前期アクションプラン	2024（令和6）
	国分寺市	第三次国分寺市農業振興計画	2016（平成28）
	調布市	調布市農業振興計画	2021（令和3）
	稲城市	第四次稲城市農業基本計画	2021（令和3）
	西東京市	第3次西東京市農業振興計画	2024（令和6）
	府中市	第4次府中市農業振興計画	2023（令和5）
E	小金井市	小金井市農業振興計画	2022（令和4）
	昭島市	昭島市産業振興計画	2023（令和5）
	東大和市	東大和市農業振興計画	2018（平成30）
	国立市	国立市第3次農業振興計画	2017（平成29）
	多摩市	多摩市都市農業振興プラン	2019（令和元）
	羽村市	第二次羽村市産業振興計画	2022（令和4）
	狛江市	狛江市農業振興計画	2018（平成30）
	武蔵野市	武蔵野市農業振興基本計画	2023（令和5）
	福生市	福生市農業振興計画	2021（令和3）
F	檜原村	（農業分野の現行計画なし）	—
	奥多摩町	（農業分野の現行計画なし）	—

各計画で言及されている課題をその性質・内容に応じて整理すると、3分類11項目に分類できる。

まず、農業経営に関することとして、農業経営・営業の支援、担い手の確保・育成、生産・加工技術支援、自然環境の変化への対応が挙げられる。

次に土地利用に関することとして、土地利用のゾーニング・集約化、農地保全（遊休化・減少の抑制・税負担軽減）、多面的機能の発揮が挙げられる。

最後にまち（地域）に関することとして、地産地消の推進、異業種等の地域内連携、都市農業・農地に関する周知・認知度向上が挙げられる。

図表 45 各市町村の農業分野計画において言及されている主な課題

	課題項目	備考(掲載頻度、内容例示)
農業経営関係	■ 農業経営・営業支援 ■ 担い手の確保・育成 ■ 生産・加工技術支援 ■ 自然環境の変化への対応	■ 高(販路開拓支援、収益改善等) ■ 高(新規就農、多様な属性の担い手の確保・育成) ■ 高(環境保全型農業、住民への配慮等) ■ 中(獣害、災害時のインフラ維持等)
土地利用関係	■ 土地利用のゾーニング・集約化 ■ 農地保全(遊休化・減少の抑制) ■ 農地保全(税負担軽減) ■ 多面的機能発揮	■ 中(農地の細分化・分断化、主たる担い手への集約) ■ 高(農地の遊休化の防止、農地減少の防止) ■ 中(相続税等の税負担軽減による農地減少の防止) ■ 高(農地の多面的な活用)
まち(地域)関係	■ 地産地消推進 ■ 地域内連携 ■ 周知・認知度向上	■ 高(直売所整備、域内流通促進等) ■ 高(地域での6次産業化、商工・異業種連携等) ■ 高(ふれあいの場、食育等)

資料) 各市町村の農業分野別計画より作成

② 多摩地域自治体アンケートにおける課題認識



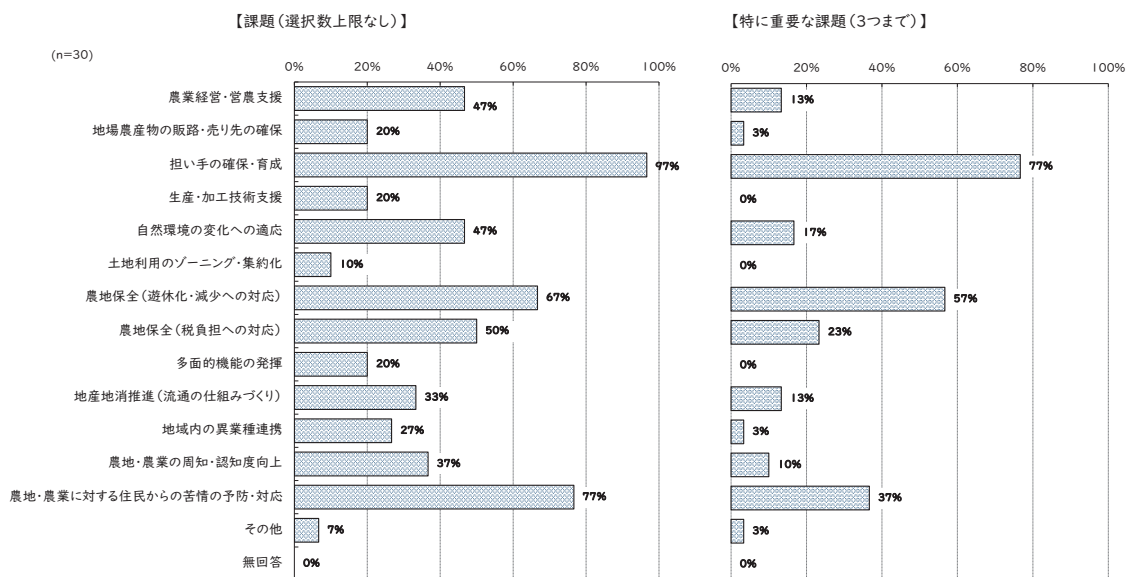
・上位3つの課題は「担い手の確保・育成」「農地保全（遊休化・減少への対応）」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」

文献調査結果を踏まえ、多摩地域の市町村が認識している課題の重みづけや共通性を見出す観点から、本調査研究において実施した多摩地域自治体アンケートにおいて都市農業・農地に関する課題認識の詳細を把握した。

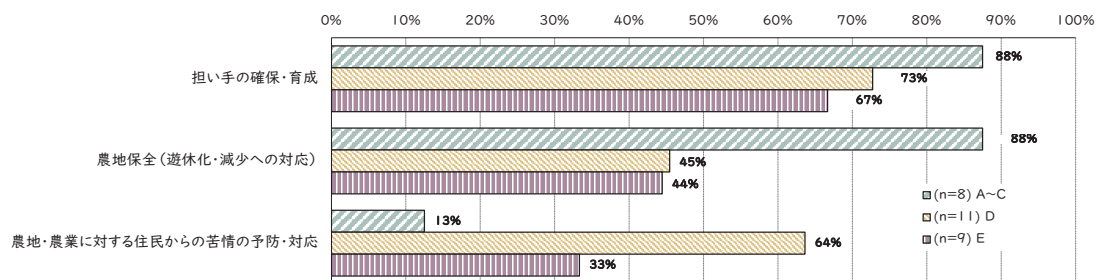
選択数の上限を設けない条件においても、特に重要な課題を3つまで選択する条件においても、上位3つの課題は「担い手の確保・育成」「農地保全（遊休化・減少への対応）」「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」であった。

特に重要な課題について、グループ別にみると「農地保全（遊休化・減少への対応）」はA～Cグループにおいて、「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」はD、Eグループにおいて特に高い傾向がある。

図表 46 各市町村の農業振興部局が抱える「農地・農業」に関する困りごと（課題）



図表 47 「農地・農業」に関する困りごと（特に重要な困りごと）【上位3項目、グループ別】



(2) 都市農業・農地の活用

① 各計画における記述（認識）



・農業分野の計画において言及されている都市農業・農地の活用は7項目に整理できる

各市町村の活用意向を整理するため、各市町村が策定している農業分野の計画（図表44）を収集し、都市農業・農地の課題として言及されている内容を調査した。

言及されている活用視点を農林水産省が示す「都市農業の6つの機能」¹⁴も参考に区分すると図表48のとおり7項目に分類できる。

また、1～5に示した機能は、各項目と親和性のある内容で整理できる。

一方、「住環境としての訴求」「地域産業の振興」の2項目は、農林水産省が示す機能にはない項目となり、多摩地域の市町村固有の認識と整理できる。

図表 48 都市農業・農地の活用に関する視点

	都市農業6つの機能	各市町村計画における活用の視点
1	新鮮な農産物の供給	安心、安全な暮らしへの活用（日常的な地産地消） （災害時の生鮮食料供給基地） 豊かな食文化の継承に活用（農家レストラン整備、学校給食への供給）
2	農業体験・交流活動の場	オープンスペースとしての活用（農業公園の整備） 環境学習・食育の場として活用
3	心やすらぐ緑地空間	福祉事業の場として活用（福祉農園の開設、障がい者や高齢者の農業体験） （福祉事業所の事業多角化：農福連携） 心身の健康のための場として活用（農地・農業体験、受刑者の再犯防止） 歴史・文化の保全に活用（屋敷林など、歴史的な農のある風景の保全）
4	災害時の防災空間	災害予防への活用（火災延焼遅延（オープンスペース確保）、霞水田による洪水調整、グリーンインフラ：Eco-DRR） 災害応急対応時での活用（一時避難場所、防災兼用農業用井戸、応援受入拠点、物資集積所） 災害復興での活用（仮設住宅等の整備候補地）
5	国土・環境の保全	生物の生息環境として活用（エコロジカルネットワークの形成） 健全な水循環への活用（雨水貯留・保水による河川の水質・水量改善）
6	住環境としての訴求	住みやすい・魅力的な住環境のPRに活用（新しいライフスタイルの訴求、魅力的な郊外の実現、自然と調和した山村定住空間の整備） 住みやすい・魅力的な住環境づくりに活用（農地保全型土地区画整理事業、土地利用転換時の農地創出）
7	地域産業の振興	観光訪問先としての魅力発信・PRに活用（自然環境を活かした広域観光、アグリツーリズム、特別な体験としてのコンテンツ化） 地域での新産業創出に活用（製造業誘致⇒次世代型農業、商工業との連携による6次産業化、商店街との連携による地域ブランドづくり）

資料）各市町村の農業分野別計画より作成

14 新鮮な農産物の供給、農業体験・交流活動の場、心やすらぐ緑地空間、災害時の防災空間、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成の6項目。

② 多摩地域自治体アンケートにおける活用意向



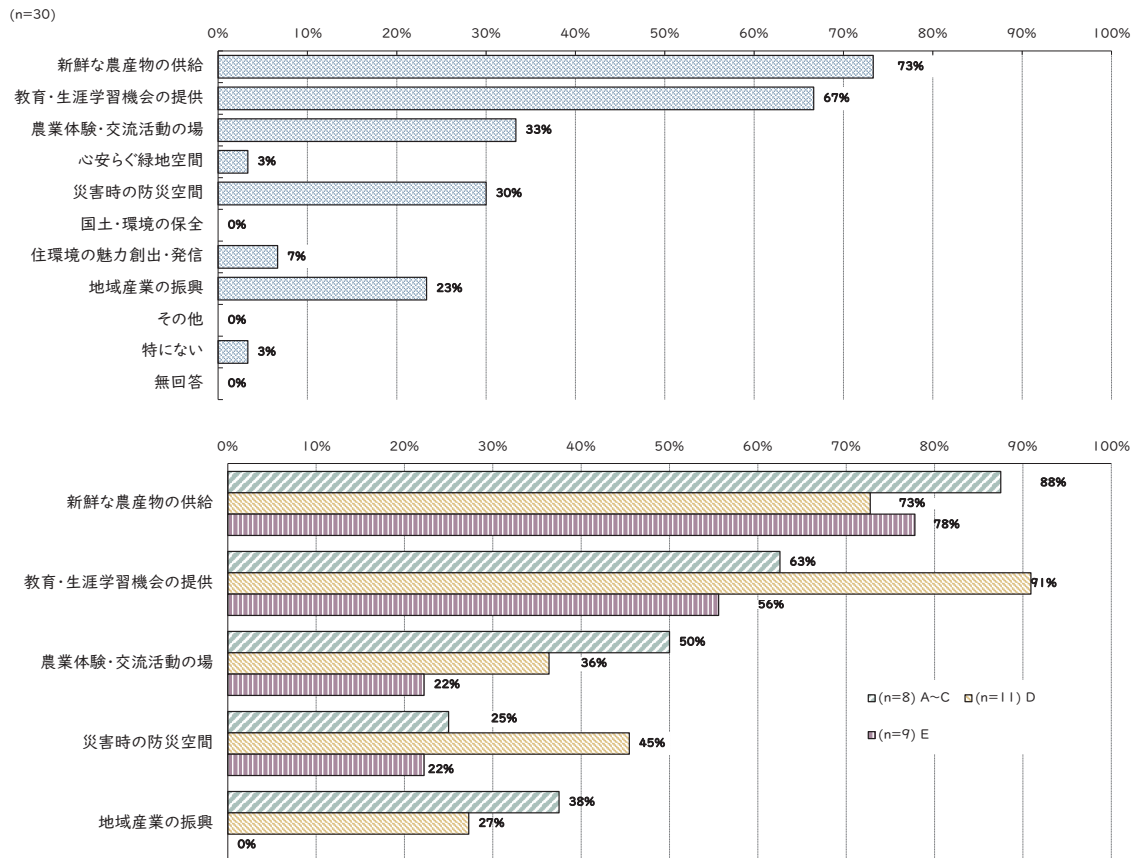
・「新鮮な農産物の供給」が最も多く、「教育・生涯学習機会の提供」「農業体験・交流活動の場」「災害時の防災空間」「地域産業の振興」の順

文献調査結果を踏まえ、多摩地域の市町村が認識している活用意向の重みづけや共通性を見出す観点から、本調査研究において実施した多摩地域自治体アンケートにおいて都市農業・農地に関する課題認識の詳細を把握した。

アンケートの結果、「新鮮な農産物の供給」が最も多く、「教育・生涯学習機会の提供」「農業体験・交流活動の場」「災害時の防災空間」「地域産業の振興」の順となった。

グループ別にみると「教育・生涯学習機会の提供」「災害時の防災空間」に対してはDグループで割合が高く、「地域産業の振興」ではEグループで回答がなかった点等が特徴として挙げられる。

図表 49 各市町村の農業振興部局の「都市農業・農地の活用に関する認識」（複数回答・3つまで）



③ 各分野の政策への活用状況



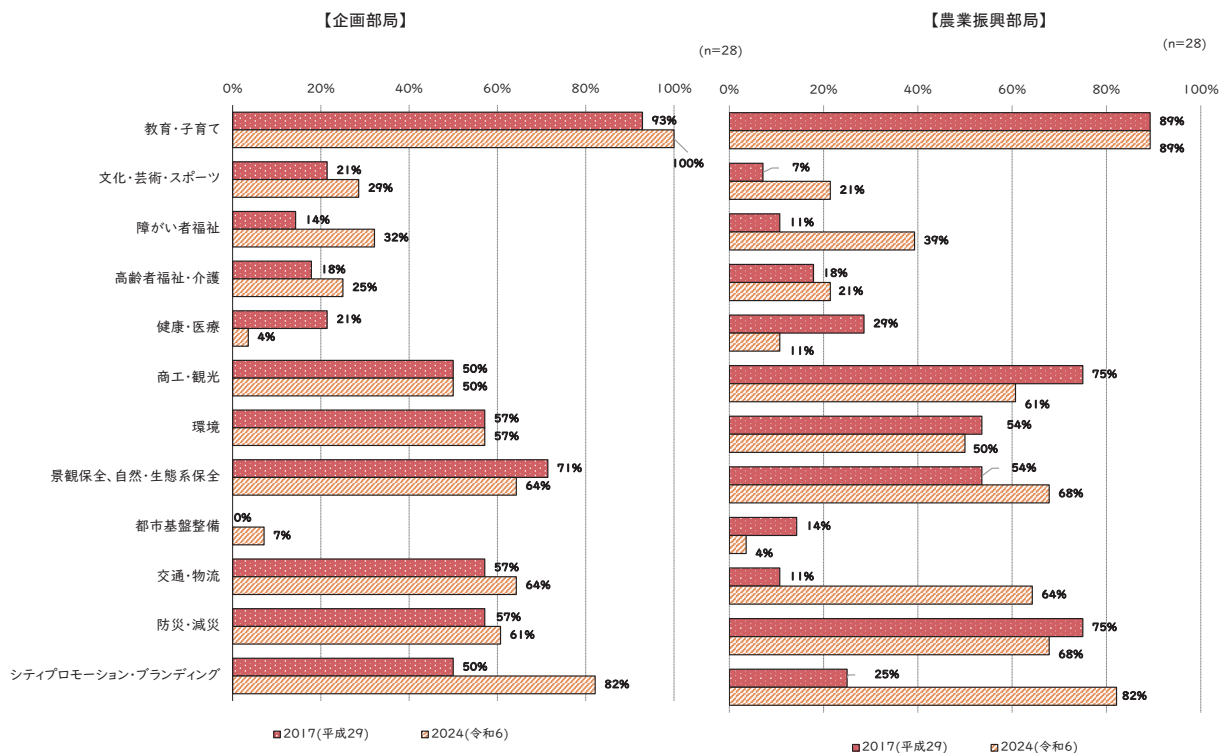
・「シティプロモーション・ブランディング」「障がい者福祉」が大幅な増加傾向

多摩地域自治体アンケートでは、「農地・農業」を活かした施策の実施状況について、農業振興部局だけでなく企画部局にも尋ねた。また、本設問は2017（平成29）年度調査研究においても尋ねており、時系列で比較できる。

これらの調査結果¹⁵を示したものが図表50である。企画部局・農業振興部局ともに「教育・子育て」「商工・観光」「環境」「景観保全、自然・生態系保全」「防災・減災」等は過半数が変わらず各政策分野で活用している様子が分かる。

一方で、「シティプロモーション・ブランディング」「障がい者福祉」は企画部局・農業振興部局ともに大幅な増加傾向にある点が特徴として挙げられる。また、農業振興部局では「交通・物流」分野の割合が大幅に増加している。

図表50 各市町村の各政策分野における「農地・農業」を活用した施策の実施状況¹⁶



15 企画部局は実施状況・意向の選択肢のうち「1. 既に実施しており、取り組みの拡充を予定」「2. 既に実施しており、今後も継続予定」「3. 関係部局との調整は終了し、実行に移す段階」の回答を合わせた割合。農業振興部局は連携があると回答した割合。

16 2017年（平成29）年度調査研究では、市街化区域農地を有する市町村のみを対象としてアンケートを実施したため、2024（令和6）年度の結果についても檜原村、奥多摩町の両町村を除いた28団体で集計した結果を示している。

2-3. 都市農業・農地の課題と活用に関する各主体の動向・意向

(1) 市町村が重要と認識している課題について

① 農地利用に関心を有する主体



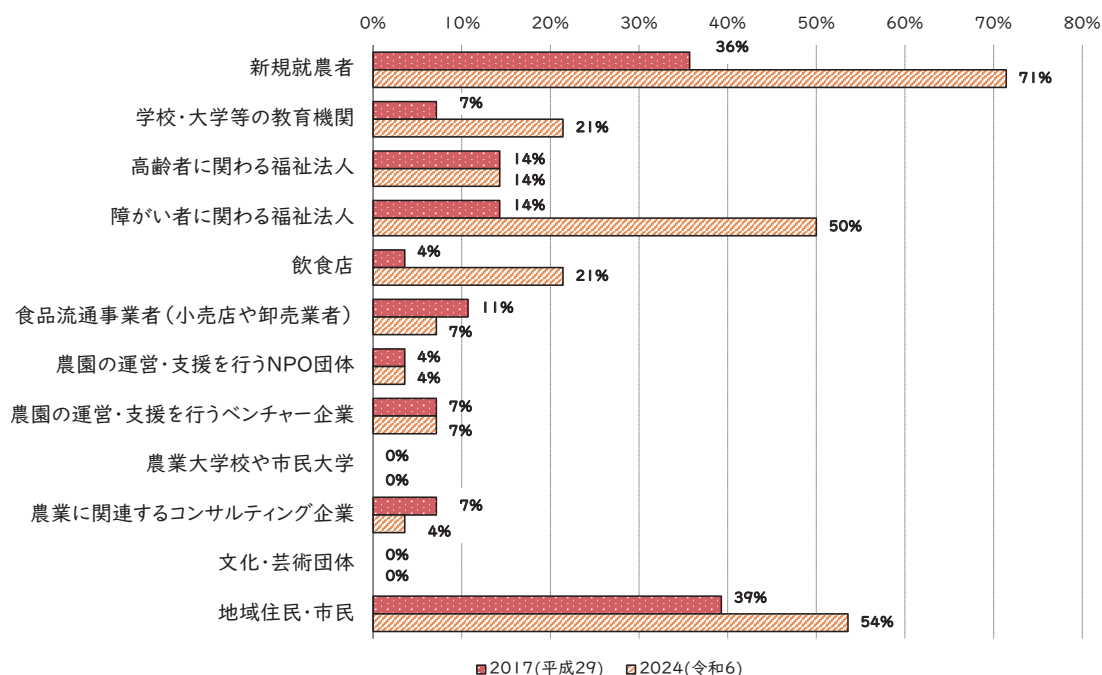
・新規就農者、障がい者福祉に関わる福祉法人が大幅に増加

多摩地域自治体アンケートにおいて、各市町村が「農地利用に関する意向・問い合わせ」を受けたと回答した割合を示したものが図表 51 である。

2017（平成 29）年と 2024（令和 6）年を比較すると新規就農者、障がい者福祉に関わる福祉法人が大幅に増加しているほか、地域住民・市民、学校・大学等の教育機関、飲食店の割合が増加傾向にある。

2017（平成 29）年以降の環境変化として、都市農地貸借円滑化法の施行（26 ページ）や農地取得の下限面積要件の廃止（14 ページ）のほか、農福連携の政策推進（38 ページ）等が影響しているものと考えられる。

図表 51 各市町村が「農地利用に関する意向・問い合わせ」を受けた主体



② 農地を所有していない市民が新たに農地を取得した事例



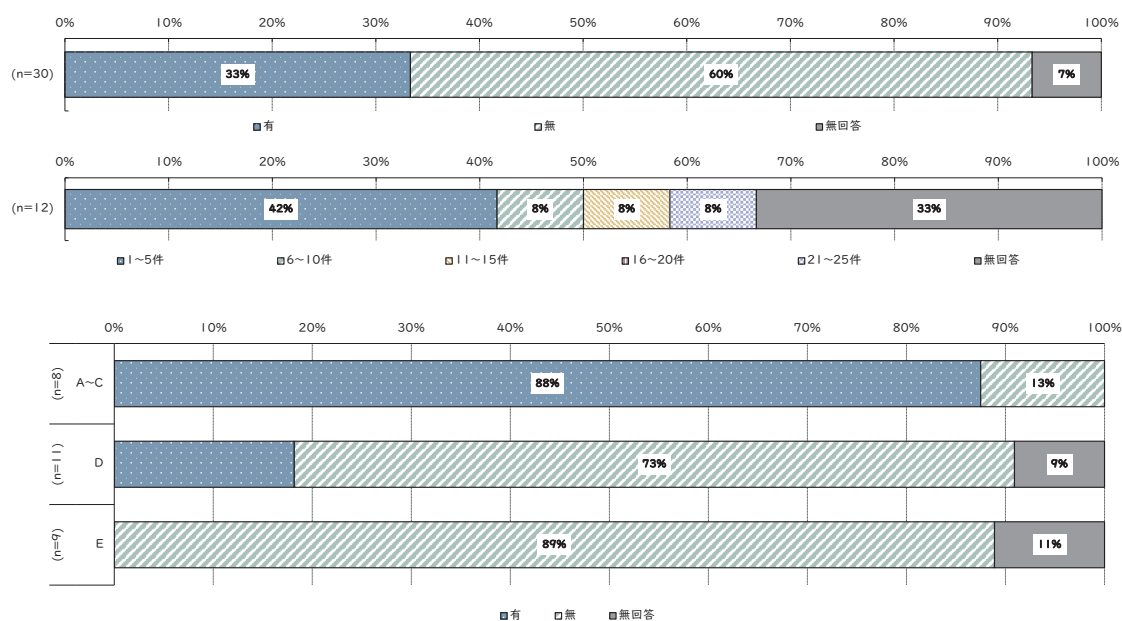
・事例があると回答した割合は 33.3% と 10 団体で、特に A ～ C グループで多くみられる

多摩地域自治体アンケートにおいて、2023（令和 5）年 4 月 1 日の農地法改正以後、農地を所有していない市民が新たに農地を取得した事例の有無・件数を示したものが図表 52 である。

事例があると回答した割合は 33.3% で 10 団体あった。そのうち、取得した事例が 11 件以上と 2 団体が回答している。

なお、グループ別にみると、A ～ C グループで事例を有する団体が多くなっており、ヒアリング調査結果も踏まえると、農地付きの住宅を購入する事例が増えているようである。

図表 52 農地を所有していない市民が新たに農地を取得した事例



注釈) 中段のグラフにおける n=12 は上段のグラフにおいて「有」「無回答」と回答した団体の数

③ 農地を保全していくことについて



・住民・農業者ともに「農地を保全していくこと」には肯定的意見が多数を占めるが、それぞれ問題を感じている層も一定割合いる

各市町村が農業分野の計画（図表 44）を策定する際に、住民や農業者に対してアンケートを実施¹⁷している。これらのアンケートでは概ね「農地を保全していくこと」についての意向を尋ねており、総じて肯定的な回答が多数を占めている¹⁸。

図表 53 農地保全に対する意識（住民アンケートの例）

問2 武蔵野市は都市化が進み、市内に残る農地は約 27ha で市の面積の約 2.5%です。市内にある農地について、あなたはどのように思いますか。1つ選んでください。

（参考）基本計画策定時（平成 27 年度）には約 31ha ありましたが、減少しています。

(n=542)	実数	構成比
1 農地はさらに増やしていくべきである	79	14.6%
2 今ある農地はできるだけ残してほしい	342	63.1%
3 農地はだんだん減っていても仕方ないと思う	54	10.0%
4 農地を公園・緑地など公共的な場として活用するべきである	31	5.7%
5 農地を住宅地に活用すべきである	8	1.5%
6 特になにも思わない。あまり関心がない	13	2.4%
7 その他	10	1.8%
無回答・無効な回答	5	0.9%

資料）武蔵野市「武蔵野市農業振興基本計画」（2023（令和 5）年度修正版）より引用（https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/945/kaiteiban2023.pdf）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

農業者は後継者確保のほか、税負担や住民との関係で農業継続に問題を認識しているケースが多い¹⁹（図表 54）。一方で、住民は農業・農地に問題を感じていない人が多いものの、耕作放棄や農薬散布、土埃等について問題を感じている層が一定割合いる（図表 55）²⁰。

これらのデータは、市町村が「農地・農業に対する住民からの苦情の予防・対応」を重要な課題として位置付けていることを裏付けるものである。

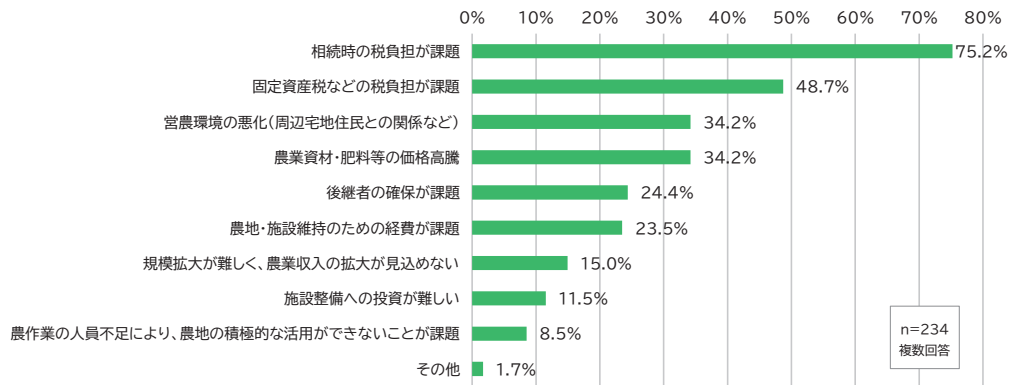
17 図表 53～図表 56 は、各市町村調査結果を概観し、全体の傾向を分かりやすく示している市町村を一例として取り上げたものである。

18 最新の農業振興分野計画（図表 44）において同種の質問が確認できる、青梅市、日野市、国立市、稲城市、瑞穂町では9割以上が肯定的な回答をしており、武蔵野市、府中市、狛江市、清瀬市、東久留米市でも5～8割が肯定的な回答をしている。

19 最新の農業振興分野計画（図表 44）において同種の質問が確認できる、府中市、調布市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市でも似た傾向にある。

20 最新の農業振興分野計画（図表 44）において同種の質問が確認できる、調布市、小金井市でも似た傾向にある。

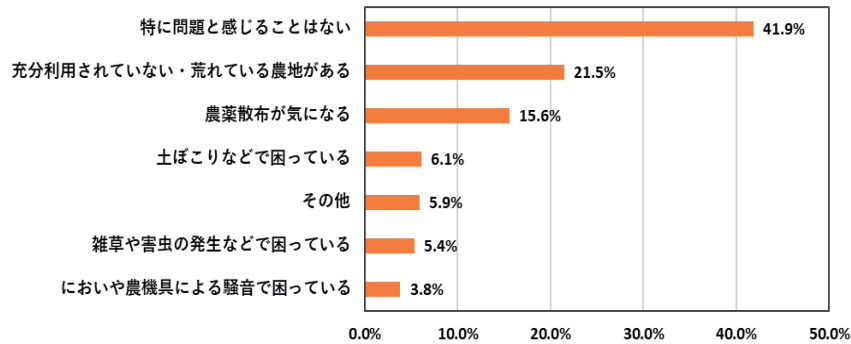
図表 54 農地保全・活用の課題（農業者へのアンケートの例）



資料) 西東京市「第3次西東京市農業振興計画」(2024(令和6)年3月)より引用 (https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/keikaku/sangyou/nougyou/dai3jinougyousinkoukeikaku.files/zenpen.pdf) 最終確認日 2024年12月25日

図表 55 農業・農地の問題（住民アンケートの例）

農業・農地の問題について(n=497)



資料) 稲城市「第四次稲城市農業基本計画」(令和3年3月)より引用 (https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/kankyou/daiyojinougyoukihonnkeikaku.files/kihonnkeikakuhonnpenn_R5kaiseigo.pdf) 最終確認日 2024年12月25日

(2) 都市農業・農地の活用（多面的機能の発揮）に関する意向



・農業者・市民ともに、環境的機能（生態系、景観、気候調節等）を高く評価し農業者は相対的に防災機能を、市民は教育機能を評価する傾向

従来は各市町村の農業分野計画の策定における、住民や農業者に対するアンケートでは、都市農業・農地に「期待すること」といった表現で多面的機能に関する意向が把握されてきた。ここ数年は、国や東京都の傾向と同じく、多面的機能といった表現で、意向把握されつつある。

それらのアンケートを概観すると、農業者・市民ともに、環境的機能（生態系、景観、気候調節等）に関しては高い評価をする傾向にある²¹。

一方、農業者と市民を比較すると、農業者は相対的に防災機能を評価し、市民は教育機能を評価する傾向がある²²。

図表 56 農地の持つ多面性・農業について重要だと思うこと（農業者・住民アンケートの例）

（府中市：農業者）

問11 農地の持つ多面性について、重要だと思うことはなんですか。あてはまる番号3つまでを選んで○をつけてください。

1. 安全で安心な食生活を支える役割…《産業・健康》 1 2 6（68%）
2. 緑豊かな環境づくりを支える役割…《環境・景観》 1 2 7（68%）
3. 安全で快適なまちづくりを支える役割…《防災》 6 8（37%）
4. 子供たちの成長を支える役割…《教育》 3 3（18%）
5. 心ふれあう地域づくりを支える役割…《地域コミュニティ》 3 4（18%）

（府中市：市民）

【表17：市民が農業について重要だと思うこと（複数回答）】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
新鮮で安全な農産物の提供	811	90.1
地域産業の活性化	319	35.4
自然や環境の保全機能	313	34.8
食育などの教育的役割	309	34.3
生活への潤いや安らぎの提供	201	22.3
地域の伝統・文化の継承	158	17.6
農業体験を通じたコミュニティの醸成	155	17.2
災害時における避難場所などの防災機能	99	11.0
身近なレクリエーションの場	36	4.0

（資料：市政世論調査）

注釈）府中市：農業者、府中市：市民の見出し及び赤枠・青枠を加筆している。

資料）府中市「第4次府中市農業振興計画」（2023（令和5）年9月変更）より引用・加工（<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/kekaku/kekaku/gyosei/nogyoshinko/dai4jinougyoukeikaku.html>）最終確認日2024年12月25日

21 最新の農業振興分野計画（図表44）において同種の質問が確認できる、武蔵野市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市、瑞穂町でも似た傾向にある。

22 最新の農業振興分野計画（図表44）において同種の質問が確認できる、調布市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市でも似た傾向にある。

3. 今後の展望と課題 ～実現したい未来に向けて～



- ・今後の展望として、趨勢のままでは、農地減少は不可避である。その結果として、取組が進む都市農業を活用する（多面的機能を発揮する）範囲の縮小も懸念される
- ・「農地を減らさない未来」「都市農業を活用する未来」を実現させていくためには、市町村は多様な担い手の確保育成、期待される多面的機能の計画的発揮といった課題を解決していく必要があり、これらの課題解決に向けてはその基盤として「農がつなぐ」コミュニティの形成にも取り組み、まちづくりとして相乗的に推進していくことが重要である

(1) 2030 年代初頭の未来に向けた展望 ～趨勢の未来～



- ・趨勢のままでは農地減少は不可避

① 農地を減らさない未来

図表 43 において示したとおり、近年（2019（令和元）年度～2022（令和4）年度の3カ年）の農地面積の推移をみると、多摩地域全体で5,522haから5,286haへ4.28%減少、宅地化農地に限っては12.75%減少、生産緑地地区では4.55%減少と市街化区域農地の減少率が大きい。

仮にこの3カ年の各農地種別の減少率が今後も継続すると仮定した場合には、2031（令和13）年には宅地化農地が352ha、生産緑地地区が2,206haとなり、農地面積は4,726haと10%程度の減少になることも見込まれる。

この農地面積は、例えば、東京都が「緑確保の総合的な方針」において確保する特定生産緑地としている面積2,497haと比較すると300ha程度下回るほか、都市づくりのグランドデザインで掲げている「緑の総量を減らさない」という目標とも異なる水準となる。

各市町村ではそれぞれの土地利用の状況が異なり、策定する各種計画において独自の目標を設定しているところではあるが、周辺の状況も踏まえると、これまでよりも「農地を減らさない」という課題に向き合っていくことが求められる。

図表 57 市町村グループ・農地種別ごとの農地面積の予測（単位：ha）

	農地面積（合計）			宅地化農地			生産緑地			市街化調整区域農地		
	2022 （令和4）	2031 （令和13）	増減	2022 （令和4）	2031 （令和13）	増減	2022 （令和4）	2031 （令和13）	増減	2022 （令和4）	2031 （令和13）	増減
A～C （8団体）	3,080	2,817	-8.54%	300	207	-30.88%	898	774	-13.83%	1,881	1,835	-2.45%
D （11団体）	1,497	1,271	-15.10%	166	102	-38.19%	1,335	1,169	-12.49%			
E （9団体）	367	306	-16.66%	63	42	-33.47%	304	264	-4.59%			
F （2団体）	342	333	-2.81%									
全体 （30団体）	5,286	4,726	-10.59%	529	352	-33.48%	2,537	2,206	-4.55%	1,881	1,835	-2.45%

注釈）図表 43 に示した 2019（令和元）～2022（令和4）年の3カ年の農地種別農地面積減少率を乗じることで将来面積を試算している。

資料）2022（令和4）年の値は東京都「東京の土地 2023（土地関係資料集）」より作成（<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/tochi/>）最終確認日 2024 年 12 月 25 日

② 都市農業を活用する未来



- ・農地面積減少に伴い、多面的機能の減少も懸念
- ・一方で、新たな仕組みにより多面的機能を付加する動きに広がる

①に示したとおりに農地面積が減少すれば、農地があることで発揮される環境保全の機能は連動して減少していくことが見込まれる。

一方で、現存する農地に対して新たな仕組みを設けることで多面的な機能を付加させていく取組は、障がい者福祉やシティプロモーション等の領域において広がりがみられ、多面的機能がより多く発揮される未来も期待できる。

(2) 市町村が取り組むべき課題 ～実現したい未来に向けて～

① 農地を減らさない未来 ～多様な担い手の確保育成～



- ・農地所有者やその相続人による農業・農地利用の促進と、農地所有者が新たな主体に農地を売却・貸借することで、農業・農地利用を継続させていくことの両輪が課題

市町村が生産緑地等の買取を行い、農業公園・市民農園等として整備することで農地保全に取り組むことも考えられるが、すべてを買い取ることはできないため、前述した農地面積減少幅を埋めることができない。基本的に民有地である農地の保全に向けては、現行の法制度の枠組みを踏まえると、農地所有者自身もしくは相続人が「農業・農地利用を継続する」ことが何よりも重要となる。

多摩地域の市町村ヒアリング等の結果を踏まえると、農地減少の最も大きな要因は「相

続」である。相続人が農業を継続するにしても相続税の支払いのために農地の一部をやむなく売却することで農地減少したり、相続人が農業・農地利用を希望せず、農地減少したりする。

このため一義的には、農地所有者やその相続人による農業・農地利用を促進できていないことが課題となる。現在は、農地貸借の円滑化、新たな農地所有に対する規制の緩和等があり、多様な主体が農地を所有・利用できる環境が整いつつあるほか、実際に多様な主体の農地取得・利用事例も確認されているところである。

そのため、農地所有者が新たな主体に農地を売却・貸借することで、農業・農地利用を継続させていくことも大きなテーマとなる。言い換えれば、「農地を減らさない未来」に向けて、今後もさらに多様な主体の農地所有や適正な利用・管理を促進していくことが重要である。

② 都市農業を活用する未来 ～期待される多面的機能の計画的発揮～



・新たな仕組みを設けることで多面的な機能を付加させていく取組を広げていくことが課題。特に教育、防災、福祉等の機能は特に発揮促進が期待される

まず、環境保全の機能を維持していくためにも、「農地を減らさない未来」を実現していくことが重要である。

加えて、新たな仕組みを設けることで多面的な機能を付加させていく取組はさらに広げていく余地があるため、これを計画的に発揮させていくことが重要である。

市町村及び農業者、住民の意向、さらには国・東京都の政策動向も踏まえると、新鮮な農産物の供給のほか、教育、防災、福祉等の機能は特に発揮・促進が期待される。

これらの機能発揮にあたっては、農地が置かれた地理的特性や、当該農地に関わる人々の働きかけが大きく影響することから、各市町村や市民・企業等が各地域・農地の特徴を踏まえながら計画的に取り組んでいくことが重要である。

また、多面的機能の発揮はその特性に応じて農地利用者、農地近隣住民、広域の住民等その受益は多岐にわたるにも関わらず、多面的機能の維持・発揮の役割は農地所有者・農業者の善意に頼っている状況も散見される。故に農地所有者・農業者の一存で多面的機能が発揮されなくなることも考えられる。

都市農業を活用する未来を拡張し、確実なものとしていくためには、その機能を発揮・享受したいと思える主体が農地保全・利用に参画でき、多様な主体が連携することで計画的に機能発揮できるような環境づくりを進めていくことが課題となる。

③ 農地保全・多面的機能発揮の基盤となる「農でつなぐ」コミュニティの形成



・農地所有者・後継者が託せると思える新たな担い手とつながり、農地所有者・後継者が農地保全・利用を継続したいと思える確率を高めていくことも課題

「農地を減らさない未来」「都市農業を活用する未来」に向けた直接的な課題については①及び②に示したとおりであるが、これらの課題解決を図っていくためには、その前提の整備が必要になると考えられる。

繰り返しになるが、農地は私有地であるため、農地保全・利用について、結局は農地所有者の判断に委ねるしかない。

そのため、市町村ができることとしては、既存制度を十分に活用することで、農地所有者ないしはその後継者が、農業を続けよう、誰かと共に農地利用を展開しよう、貸借によって、他の主体に委ねることも含めて、そう思える環境を作っていくことが重要である。

つまり、農地所有者・後継者が、多面的機能が発揮された農地利用（半ば公益的な農地利用）を共に目指したいと思える仲間とつながる必要となる。

農地所有者・後継者が農地保全・利用を継続したいと思える確率を高めていくために、農地保全・利用を共に為したいと思える関係性（つながり）を当該地域・市町村内に育んでいくことも市町村が取り組んでいく課題であると考えられる。

つながりを作っていく視点としては、農地所有者・農業者と近隣住民、地域住民、市町村内の農業振興部局と他部局等が考えられる。

①②に示した直接的な課題解決に加えて、「農でつなぐ」コミュニティの形成を課題として位置付け、これらの課題解決をまちづくりとして相乗的に取り組んでいくことが、「農地を減らさない未来」「都市農業を活用する未来」に向けた近道なのではないだろうか。

図表 58 市町村が取り組むべき課題の構造・構成

